



令和6年度 物価高騰対応低所得 子育て世帯臨時加算給付金の御案内

給付額

子ども1人あたり **5万円**

給付対象 世帯

令和6年度 **住民税非課税世帯** 又は

令和6年度 **住民税均等割のみ課税世帯**

令和6年6月3日に清水町に住民登録がある、
世帯全員が「令和6年度町県民税が非課税」である世帯又は、世帯
全員が「令和6年度町県民税が均等割のみ課税」もしくは世帯全員が
「令和6年度町県民税が均等割のみ課税」の人と「令和6年度町県民
税が非課税」の人のみで構成されている世帯

※ただし、以下のいずれかに該当する世帯は除きます。

- ①令和5年度物価高騰住民税非課税・均等割のみ課税世帯追加給付金を
受給された世帯
- ②世帯全員が、令和6年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯
(青色事業専従者及び事業専従者を含む)
- ③他市町村で本給付金を受給された世帯
- ④租税条約による免除の適用により住民税が課されていない人を含む世帯
- ⑤令和6年1月2日以降の入国者又は出生者を世帯主とする世帯

加算対象

給付対象世帯の世帯員である **18歳以下の子ども**

(平成18年4月2日生まれ以降の子ども)

※ ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和6年
6月2日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子どもは
加算対象外です。

手続方法

- 1 対象となると思われる世帯に対し、**確認書を送付**します。
- 2 **手続きが必要**です。届いた確認書に必要事項を記入し、添付書類とともに同封
の返信用封筒で郵送、または、町福祉介護課へ持参ください。
(本人申請で、確認書の場合に限り、電子申請での申請も可能です。)
※ 確認書に記載されていない、加算対象の子どもがいる場合は、確認書に追記
してください。
- 3 **返送期限は、令和6年10月31日(木曜日)必着**となります。
- 4 期限までに、返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなし
ます。

問い合わせ先

清水町福祉介護課 地域福祉係 給付金担当 ☎055-981-8207

Q 対象世帯はどのような世帯ですか**A 本給付金の対象となる世帯は、以下のすべてに該当する世帯です。**

- ① 同一世帯の中に平成18年4月2日から令和6年10月31日までに出生した子どもがいる世帯
- ② 世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯又は均等割のみ課税世帯

※ 住民税非課税の世帯又は均等割のみ課税世帯とは、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分住民税均等割のみ課税者（所得割が非課税）のみで構成される世帯、又は均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯です。

ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（青色事業専従者および事業専従者も含みます。）は対象外となります。

Q 令和6年6月3日より後に生まれた子どもは加算対象になりますか**A 対象となりますが、以下のいずれかの手続きが必要です。**

- ① 送付された確認書に記載がなかった対象子どもは、確認書に追記し返送する。
（電子申請の場合は、確認書に記載のない対象子どもも一緒に入力する。）
- ② 令和6年6月3日以降の子どもについては、申請書を別に提出する。

※ 申請書の取得など、詳細については、お問い合わせください。

Q 単身で寮に入っているなど、住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象になりますか**A 世帯主から、対象の子供と生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。**

（送付された確認書に当該子どもを追記し、別居の旨の申出をすることもできます。）

※ 詳細については、お問い合わせください。

●配偶者やその他親族からの暴力（DV等）を理由に清水町に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に住所地（避難する前の居住地）から子どもを連れて、清水町に避難されている方で、清水町に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件（DV等で避難中であることの証明、収入要件）満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。個別での確認・手続きが必要となりますので、お問い合わせください。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください。

清水町から皆さまに、給付金に関して以下のお願ひなどは、絶対に行いません。

- ・ 銀行やコンビニエンスストアのATM（現金自動支払機）の操作をお願いすること。
- ・ キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ ATMを自分で操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。

おかしいと思ったら一人で悩まず警察署にご相談ください。